

## 新型コロナウイルス感染症関連融資 利子補給制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、国及び大阪府の3年間の利子補給制度対象となる融資を受けた町内事業者に対して、町が当該利子補給制度終了後引き続き2年間、忠岡町の規定に基づき利子補給を行う制度です。

[対象者] 次の各号全てに該当する方

- (1) 忠岡町に居住し、忠岡町内で事業を営んでいる個人又は忠岡町内に本社所在地を有する法人
- (2) 町税を完納している方
- (3) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない方

[対象融資] 令和3年1月31日までに実行された以下の融資の内1つの融資

- ・大阪府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）
- ・日本政策金融公庫の以下の融資制度
  - ①新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活・中小企業）
  - ②新型コロナウイルス対策マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
  - ③生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - ④新型コロナウイルス対策衛経融資（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）

[利子補給概要]

- ・利子補給：対象融資に係る支払済みの利子
- ・補給額：1事業者につき各年度5万円、2年間で最大10万円
- ・期間：国等の利子補給3年が経過した後の2年間（令和5～7年度）
- ・申請開始：令和6年4月（受付期間は年数回設定、年度ごとに申請が必要）
- ・予算：予算(2,000万円)に達した時点で受け付けは終了となります
- ・事前登録：事前登録された事業者の方には、申請期間前に案内を送付します
- ・その他：忠岡町が従前より実施している利子補給制度とは別に申請可能

[問合せ先]

忠岡町産業まちづくり部産業振興課  
〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号  
電話 0725-22-1122（代表） ファックス 0725-32-7805  
Mail [tadaokasangyou@town-tadaoka.jp](mailto:tadaokasangyou@town-tadaoka.jp)